

【多様な発注方式】余裕期間制度の活用拡大【見直し】

◇工期設定の柔軟化により受注機会の拡大のため、余裕期間を延長

■余裕期間(契約日の翌日から工期の始期)の長さを『**工期の40%を超えず、かつ、5ヶ月を超えない範囲**』から『**6ヶ月を超えない範囲(工期割合の設定なし)**』に緩和

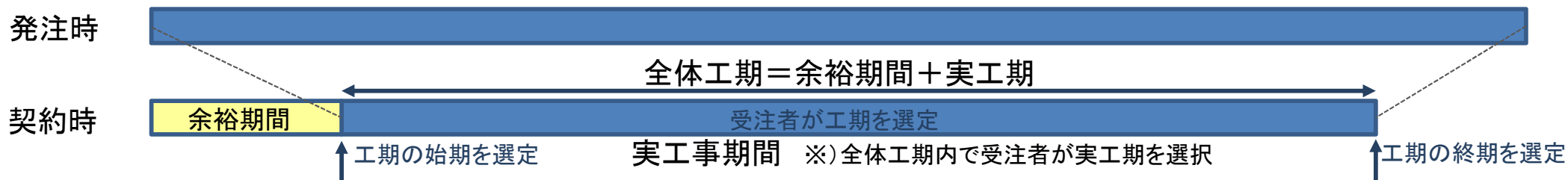
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



注1) 余裕期間の長さ: **6ヶ月を超えない範囲**

注2) 技術者の配置: (1) 余裕期間: 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)

(2) 実工期・実工事期間: 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

■技術者配置の考え方

